

年号勘文資料が漢籍校勘に関して持つ価値と限界

—— 経書の校勘を中心とする考察 ——

水 上 雅 晴

一 問題の所在

日本では千三百年間あまり年号を使い続けている。周知の通り、大半の年号は漢籍を典拠に持つており、改元を審議する陣座に提出される年号勘文には、事前に宣下を受けた公卿がそれぞれ考案したいくつかの年号案に加え、典拠の引文が記されている。森本角藏の調査によると、「年号勘文」の中で引かれる漢籍の種類は百六にまで達し、引用回数が最も多いのは《尚書》の百二十回であり、それに次ぐのが《周易》の九十七回、さらに《文選》の八十七回である⁽¹⁾。

新たな年号が聖旨によって決まるまでの朝議を「改元定」と称し、改元定に関連する記録は現在でも相当量が残っており、高辻長成（一一〇五～一二八一）《元秘別録》は代表的な資料集と言える⁽²⁾。長成は「改元定」が挙行される度に勘申された年号勘文と関連資料を材料として《元秘別録》を作成した。現存する諸本はいずれも後人による増補を経ているが、同書は当初、養老（七一七～七二四）から長成存命中の弘安（一二七八～一二八八）までの改元記録を取録していたと推測される。中国において印刷術が普及するのは宋代（九六〇～一二七九）に入ってからだから、

《元秘別録》の中、長成によって編輯されたと考えられる部分の勘文の引文には、刊本流入前に国内に伝わっていた旧鈔本の漢籍テキストが含まれていることになる。本稿では、この《元秘別録》を材料として考察を進め、日本人の漢籍・漢学受容に関してこれまで見過ごされてきた部分に光を当てると同時に、《元秘別録》の資料価値とその限界について論じることを通して、年号勘文資料に対する研究の土台作りを行ないたい。なお、「年号勘文資料」とは、年号勘文本体とその周辺資料を指す。

二 《元秘別録》所引漢籍の来源

書名から推測されるように、《元秘別録》は別記・附録の一種であり、同じ高辻長成による《元秘抄》を補う資料として作成された。《元秘抄》には、国内および諸外国の年号の使用状況、年号決定に関する先例やしきたり、年号勘文の書式、改元定の中で交わされる「難陳」と呼ばれる弁論の事例などに加えて、「年号引文」と題して、年号勘文に用いられたことがある漢籍の一覧が示されている。そのリストには、《論語》・《孝経》・《礼記》以下、七十三種に上る漢籍が並んでいる⁽³⁾。漢籍の種類が森本氏が示している数より少ないのは、この部分については増補がきちんとなされていないことを示している。旧鈔本を含むこれらの漢籍はどこに収蔵されていたものであろうか。まずはこの点に関して考察を加えることにしよう。

日本で明代以降の中国と同様に「一世一元」制の下で改元されるようになるのは明治になってからであり、それまでは、「代始」・「辛酉革命」・「甲子革命」・「祥瑞記念」・「災禍厭勝」などを理由として頻繁に改元が実施されていた。大化元年(六四五)から大正十四年(一九二五)に至るまでの千二百八十一年間、全部で二百二十九の年号が用いられているから、一つの年号の平均持続期間は五年半である⁽⁴⁾。改元定の度、複数の公卿によって年号勘文が勘申され、それぞれの年号勘文にはまた複数の年号案とその典拠となる引文が記されるから、《元秘別録》に相当大量の漢籍のテキストが含まれているのは自明のことである。年号勘文の引文に使われた漢籍は勘申者の身近にあったものである

うが、勘申者はどのような人々だったのであろうか。

森本角藏によると、「年号勘文奏進者」は全部で二百二十二名おり、その内訳は、菅原氏が百九名、藤原氏が九十三名、大江氏が十名を占め、その他の氏族はいずれも一・二名にとどまる。同氏が書中で示している統計表をもとにした概括によると、正暦(九九〇～九九五)から建久(一一九〇～一一九九)までの二百年間は「藤原氏の優勢時代」と称され、藤原氏が多数を占め、大江氏と菅原氏がこれに次ぎ、正治(一一九九～一二〇一)から文明(一二六九～一四八七)に至るまでの三百年間は「菅原氏・藤原氏平行時代」と称され、菅原・藤原両氏以外の参与が稀になっており、長享(一二八七～一四八九)から江戸末年(一八六六)に至るまでの四百年間は「菅原氏の独占時代」と称され、他氏は天文(一五三二～一五五五)改元時に宇多源氏の一人が参与するのみになっている。

菅原氏と大江氏、それに藤原氏の中、南家、式家、そして北家の日野流はいずれも文章博士家と称され、文章博士の地位を独占していた。寛治(一〇八七～一〇九四)改元を例に言うのと、この時に勘文を提出したのは大江匡房(一〇四一～一一一一)、藤原成季(一〇六二年病氣退官。南家)と藤原敦宗(一〇四二～一一一一。北家日野流)の三名であり、後二者の肩書は「文章博士」、平安後期を代表する学者でもあった大江匡房の肩書は「式部大輔」となっている。匡房自身は文章博士になっていないが、母は文章博士橘孝親の娘であり、式部大輔にしても、儒者にして侍読を経たものが任じられるのが慣例になっており、実際は、日野・大江・菅原などの氏から任命されていたから、文章博士家によって独占されていた官職であった。高辻家は菅原氏の後裔であり、高辻長成は菅原長成とも呼ばれる。それ故、《元秘抄》や《元秘別録》を編輯するだけの資料を揃えることができたのである。

年号勘文の提出者の大多数が文章博士家に属する者であれば、勘文の中で提示される漢籍の大半は文章博士家由来すると考えられる。阿部隆一《本邦現存漢籍古写本類所在略目録》に目を通すと容易に理解される通り、現存する漢籍古鈔本は明経博士家に由来するものが多数を占めていて、そのグループに属する漢籍テキストに対しては或る程度の考察がなされているのに対して、文章博士家に由来する漢籍古鈔本は絶対量が少なく研究対象になっていると言いが難い。すると、断片的ながらも、かなりの分量が残っている《元秘別録》所収の漢籍テキストには、漢籍古

鈔本の研究範囲を広げる可能性があると言える。

現存する日本の年号勅文資料については、森本角蔵が編纂した目録によってその概要を把握することができる。同氏は資料を三つのグループに分類する。第一グループは「改元定」に関する公式記録、参与した人々の記録、公卿日記の中から年号に関する記載を摘録集成した資料集など、第二グループは年号に関連する日記本体、第三グループは年号に関する議論と研究である⁸⁰。三つのグループの中、第一グループが圧倒的多数を占め、《元秘別録》もこのグループに属する。本稿では、国立公文書館内閣文庫所蔵《元秘別録》六冊本（資料番号…一四六一―一二四）を底本として議論を進める。

三 《元秘別録》所引の漢籍テキストの古さと信頼性

《元秘別録》所収の年号勅文の引文として提示されている漢籍テキストには、旧鈔本にもとづくものが含まれていると推測されるが、実態はどうであろうか。以下、考察を加えることにする。

事例 (a) 天喜（一〇五三―一〇五八）改元時、平定親（九九五―一〇六三）が提出した勅文には三つの年号案が示されていた。その中、「永長」は《後漢書・光武帝紀下》にもとづき、引文は以下の通りである。

《後漢書》曰、「稟国永長、為後代法」。(129a)

通行本の《後漢書》は「享国永長、為後世法」(1x65)に作る⁸¹。《元秘別録》が「稟」を「享」に作るのは形義ともに類似する文字であり、形近の譌と簡単に退けることはできない。「代」字については唐太宗の諱「世民」を避けた改字だと考えられる。

事例 (b) 康平 (一〇五八〜一〇六五) 改元時、文章博士藤原実範 (生卒年未詳) が提出した勘文には三つの年号案が示されていた。その中、「康平」は《後漢書・梁統伝》を典拠の一つとし、引文は「後漢書曰、文帝寬惠柔克、遭代康平」(1_31b 図一) に作るが、通行本《後漢書》は「代」を「世」に作る (5_34_1166)。これも唐太宗の諱を避けた改字だと考えられる。

図一

康平

後漢書曰文帝寬惠柔克遭代康平注曰克
彰也言以和柔能理俗也 尚書曰高明柔
克也

事例 (c) 永保 (一〇八一〜一〇八四) 改元時、文章博士藤原有綱 (?〜一〇八二) が提出した勘文にも三つの年号案が示されていた。その中、「政平」は《後漢書・左雄伝》にもとづき、引文は以下の通りである。

《後漢書》曰、「人所以安而失怨者、政平也」。(1_42b_43a)

通行本《後漢書》は「民所以安而無怨者、政平吏良也」(7_61_2016) に作る。勘文引文中の「人」字も唐太宗の諱を避けた改字に相違なく、「失」字は恐らく「無」の異体字「无」を書き違えた譌字であろう。

ここまでの三例から推測されるのは、避諱の状況から見て、年号勘文に引かれている《後漢書》が唐鈔本に由来するということである。文章博士藤原成季が嘉保 (一〇九四〜一〇九六) 改元時に勘文の中で引用している《後漢書・陸康伝》は「陛下聖徳承天、当隆盛紀」に作っており、通行本と同様に唐玄宗の諱「隆基」を避けていない (1_49b/4_31_1113)。ところが、文章博士家の中で伝承されていた《後漢書》のテキストは、初唐より後、玄宗

の治世即ち中唐より前の期間に書かれた鈔本にもとづく可能性があるが、他の書物はどうであろうか。

事例 (d) 天曆(九四七〜九五七) 改元時、かつて文章博士に任じられたことがある大江朝綱(八八六〜九五八)が提出した勘文には二つの年号案が示されていた^⑩。その中、「天受」は《孟子・万章上》にもとづき、引文は以下の通りである。

《孟子》曰、「堯薦舜於天而天受之、暴之於民而民受之。舜、天人所受、故得天下。敢問、『天民受、如何』。曰、『使之主祭、百神享之、是天受之也。使之主事而事治、百姓安之、是民受之也』。在位五十年、百廿一歲。(156)

この引文には三つの問題がある。一つめは、経注の区別をしていないことである。「舜、天人所受、故得天下」は経文ではなく、趙岐の注文であり、この《元秘別録》を鈔写した者はその事実に気づき、行間に「此『舜』已下九字、注也」と注記している(図二)。二つめは、引文にかなりの誤脱があることであり、たとえば「敢問、天民受、如何」一句を原典は「敢問、薦之於天而天受之、暴之於民而民受之、如何」(8168、xb^⑪)に作る。三つめは、引文末尾の「在位五十年、百廿一歲」の一句が《孟子》の中に存在しないことであり、それは鈔写者が行間に「此已下小字、《孟子》本文并注無之」と注記している通りである。注記中の「小字」の二字が暗示するのは、図二に示す通り、該句は本稿が底本とする《元秘別録》においては大字で記されているが、元來は小字にて勘文本体もしくは先行する《元秘別録》の中に書き込まれていたのであり、鈔写が繰り返される過程で本文に紛れ込んでしまったのである。ただし、この末尾の一句には一定の根拠があり、《敦煌變文・舜子變》所引《歷帝紀》孔安国注に、「舜在位五十年、年一百十二歲、崩、葬蒼梧野九疑山」とある^⑫。

孟子曰克薦舜於天而天受之暴之於民而
 民受之舜天所受故得天下故問天民受
 如何曰使之主祭百神享之是天受之也使
 之主事而事治百姓安之是民受之也在位
 五十年百姓一歲

事例 (e) 康平(一〇五八)一〇六五) 改元については事例 (b) でも取り上げたが、勘申者の一人である平定親が提出した勘文には二つの年号案が示されていた。その中、「永長」は《礼記・中庸・疏》にもとづき、引文は以下の通りである。

《礼記正義》曰、「聖人之道為世被則、故庶幾夙夜以永長」。(1_30b-31a)

通行本は「言聖人之道為世法則、若遠離之則有企望、思慕之深也。若附近之則不厭倦、言人愛之無已。《詩》云、「在彼無惡、在此無射。庶幾夙夜、以永終譽」(5_89b_2a)に作っており、両者の間には相当の隔たりが認められる。年号勘文の引文は相当の混乱を来しており、たとえば、傍線部の七字は、《毛詩・周頌・振鷺》にもとづきながら、句末の「終譽」のいずれか一字を落としているばかりでなく、残った一字も「長」字に書き誤った上で、「永長」の典拠にしまっている。《正義》に引かれている〈振鷺〉と同一句が《礼記・中庸》の経文にあるのだから、原典をきちんと確認すれば、かかる過誤が生じるはずはない。恐らく定親は経注が附載されていない《礼記》単疏本そのもの、もしくはそれが記された文献のみを見て勘文を作成したのであろう。紹熙三年(一一九二)の黄唐跋が附され

ている最初の《礼記》注疏合刻本はまだ出現していない時期だが、文献操作の面で穏当さを欠いていると言わざるを得ない。

事例 (f) 治暦(一〇六五)一〇六九) 改元時、文章博士藤原正家(一〇二六)一〇一一) が提出した勘文には三つの年号案が示されていた。その中、「寛祐」の引文は以下の通りである。

《礼記》曰、「寛祐者、仁之作也。温良者、仁之本也。礼節者、仁之兒也。歌樂者、仁之和也」。《吕氏春秋》曰、「夾鐘之月、寛祐和平、行徳去刑、行仁徳、知刑義」。(1-34b)

前段の引文は《礼記・儒行》にもとづき、通行本は「温良者、仁之本也。敬慎者、仁之地也。寛裕者、仁之作也。孫接者、仁之能也。礼節者、仁之貌也。言談者、仁之文也。歌樂者、仁之和也。分散者、仁之施也」(5-979.1b)に作る。後段の引文は《吕氏春秋・音律》本文「夾鐘之月、寛裕和平、行徳去刑」および注文「夾鐘、二月也。行仁徳、去刑戮也」にもとづく⁽¹⁾。《元秘別録》所収の引文は原文の節録であるのみならず、文字や句の順序を改変していることが容易に看取される。

とりわけ問題なのは、典拠となっている典籍の原文がいずれも「寛祐」ではなく「寛裕」に作っていることである。つまり両段の引文はともに「寛祐」の典拠とすることはできないのである。正家は承保(一〇七四)一〇八四) 改元時にも《礼記》を典拠として「寛祐」を勘申しており(1-39b)、藤原宗業(一一五一)も建仁(一二〇一)一(二〇四) 改元時にやはり《礼記》と《吕氏春秋》とを典拠として「寛祐」(1-51b)を勘申している。かかる錯誤は当然ながら《元秘別録》の鈔写者が来したものではなく、文章博士家の中で伝承されていた経伝テキストに含まれる譌字による。無名氏が勘文中の「寛祐」の上層に、「按ずるに、《礼記》は『寛祐』に作り、《吕氏春秋》も『寛祐』に作っている。古人の粗雑な仕事には笑わされる」(按、《礼記》寛祐、《吕氏春秋》寛祐、古人龔業可笑。図三)と書きつけているが、対校資料が容易に得られない刊本伝来以前にあっては、この種の問題が生じるのも致し方の無い

ことも知れない。

図三

松礼記完始
呂氏春秋實始
古人康未可定
禮記曰寬祐者
禮節者仁之貞

事例 (g) 康平 (一〇五八〜一〇六五) 改元に触れるのは三度目になるが、年号勘申者の一人である文章博士菅原定義 (一〇一二〜一〇六五) が提出した勘文には三つの年号案が示されていた。その中、「康徳」は《尚書・君奭》にもとづき、引文は以下の通りである。

《尚書》曰、「王人無弗康徳、明恤小臣、屏侯甸」。注曰、「自湯至武丁、其王人無不持徳立業、明憂其小臣、使得其人、以為蕃屏侯甸之服」。(132a)

通行本の経文は「王人罔不秉徳、明恤小臣、屏侯甸」に作り、注文は「自湯至武丁、其王人無不持徳立業、明憂其小臣、使得其人、以為蕃屏侯甸之服」に作る (124b, 26)。《元秘別録》所収経文の「無弗」はそれぞれ同義字である「罔不」二字が書き換えられたと理解することができるが、「康」・「甸」・「久」の三字がそれぞれ「秉」・「甸」・「人」の形近の譌字であることは明白である。ということは、《尚書・君奭》「王人」云云の経文も本来、年号案「康徳」の典拠にはなり得ないのであり、文章博士家所伝の経伝テキストは相当の問題をはらんでいると言える。実際、《元秘別録》には、《尚書》経伝の引文が示された後、小字でもって以下の注記が書き入れられている。

《尚書》両本雖引見、未決。但写本也。以摺本可決歟。

年号勘文資料が漢籍校勘に関して持つ価値と限界 (水上)

一本「王人無弗康徳、明恤小臣、屏侯甸」。

一本「王人罔不秉徳、明恤小臣、屏侯甸」。(1296⁽¹⁴⁾)

書き入れは《元秘別録》成書の後、菅家の関係者によってなされたと思われ、この記載から菅家には二種の《尚書》経伝の写本が伝わっていたことが知られるが、書き入れを加えた者は、いずれが正しいか判断を下すことができず、「摺本」すなわち刊本を見ることで断定できると考えている。このことは同時に菅家の中には刊本《尚書》が収蔵されていなかったことも暗示する。高辻長成の前に《尚書》刊本が国内に入ってきて来ていることは、明経博士家の清原宣賢(一四七五〜一五五〇)が鈔本《尚書》巻七の奥書に清原近業(一一五二〜一一八三)の本奥書「嘉応三年(一一七二)三月十五日校摺本了」を転記していることから知られる⁽¹⁵⁾。

事例(d)から(g)までの四例に検討を加えた結果、《元秘別録》所収の漢籍テキストには少なからぬ乱れが存在することが確認された。文章博士家は漢学のエキスパートではあったが、学問の水準は決して高くなく、鈔本に生じた譌字を指摘したり、それを直すだけの能力を持ち合わせていなかったかに見える。かくて譌字を含むテキストが伝承され続けたと考えられるが、だからと言って、《元秘別録》所収の漢籍テキストが無価値だということにはならない。事例(g)の書き入れにある「摺本可決歟」の一句は、別の角度から見ると、文章博士家の中で伝承された《尚書》のテキストは不完全にしる刊本の影響を受ける前の古鈔本の形状を伝えている、ということになるからである。事例(a)から(c)で紹介した《後漢書》の引文はその実例ということになるが、他にも同様の事例があるか否かについて節を改めて論じることしよう。

四 《元秘別録》所収漢籍テキストの校勘上の価値

これまで見てきた通り、《元秘別録》に年号勘文の引文として提示されている漢籍の文字が通行本と異なることが

ある。経書について言うと、相違する文字の中には阮元《校勘記》(以下「阮校」)に引かれる異文とも重なるものがあるから、全てを誤写と片づけるわけには行かない。以下、いくつか実例を紹介し検討を加える。

事例 (h) 正暦(九九〇〇九九五) 改元時、かつて文章博士に任じられたことがある菅原輔正が提出した勘文には五つの年号案が示されていた⁽¹⁶⁾。その中、「皆安」は《尚書・周官・注》にもとづき、引文は以下の通りである。

《尚書・注》曰、「官職有序、衆政惟和、万国皆安、所為至治也」。(19b)

通行本は「衆政」二字の上に「故」字があり、「所為至治也」句を「所以為正治」に作る(12691b)。阮校は、「古本・岳本・宋板『正』作『至』(1232a)と述べ、「古本」を含む複数のテキストでは年号勘文の引文と同様に「至」字に作ることを指摘する。阮元は《周易注疏校勘記序》の中で、引拠文献を説明する際、「古本」の下に「《七経孟子考文補遺》に拠る(1251a)と注記しているから、所謂「古本」は山井鼎(一六九〇〜一七二八)撰、荻生観(一六七三〜一七五四)補遺《七経孟子考文補遺》所引のテキストにもとづく。山井は《七経孟子考文・凡例》において、「古本」と称するのも、足利学校所蔵の写本である」と説明した後、さらに「いずれも我が国の古の博士家が伝えたものである。そうであることがわかるのは、《礼記》書尾に永和(一三七五〜一三七九)年間に清原良賢が加えた句読と本奥書が存するからである」と補足している⁽¹⁷⁾。これにより、「古本」のテキストが「古の博士家」、すなわち明経博士家の一である清原氏の鈔本に由来することが明確となる。《尚書》について言うと、清原氏所伝鈔本のテキストは《隸古定尚書》まで遡り得るものであり⁽¹⁸⁾、文章博士家所伝のテキストはそれと部分的に重なるのである。

事例 (i) 永保(一〇八一〜一〇八四) 改元時、文章博士藤原行家(一〇二九〜一一〇六)が提出した勘文には三つの年号案が示されていた。その中、「永保」は《尚書・梓材》にもとづき、引文は以下の通りである。

《尚書》又曰、「惟王、子子孫孫永保民人」(又欲令其子孫累世長君国安民也)。(1_43a)

通行本の経文は「惟曰欲至于万年惟王、子子孫孫永保民」、注文は「又欲令其子孫累世長居、国以安民」にそれぞれ作る(1_213_xd)、森本角蔵が推測するように、「民人」の二字は唐代の避諱改字により生じた誤衍である可能性が高い⁽⁹⁾。阮校は注文について、「古本『居』作『君』、監本亦作『君』」と異文について指摘しており(1_217_lb)、《元秘別録》所収《尚書》経伝のテキストは「古本」と重なることがわかる。

事例(j) 嘉保(一〇九四〜一〇九六)改元時、文章博士藤原成季(生卒年未詳)が提出した勘文には二つの年号案が示されていた。その中、「弘徳」は《周易・益卦九五爻辞・疏》にもとづき、引文は以下の通りである。

《周易正義》曰、「得位処尊、為天下之主、兼弘徳義」。(1_49b)

通行本は「得位処尊、為益之主、兼張徳義」に作り(1_97_la)、「天下」の二字は「益」字の譌だと判断される。阮校は「兼張徳義」句について、「錢本・宋本『張』作『宏』」(1_102_la)と述べ、宋本が「張」字を「宏」に作ることを指摘するが、「宏」は乾隆帝の諱「弘曆」を避けた改字であり、阮元所見の宋本は実際には「兼弘徳義」に作っていたと考えられる。《元秘別録》所収の句はこの宋本と重なるのである。

事例(k) 承元(一一〇七〜一一二一)改元時、文章博士菅原為長(一一五八〜一二四六)が提出した勘文には三つの年号案が示されていた。その中、「徳元」は《尚書・召誥》にもとづき、引文は以下の通りである。

《尚書》曰、「其惟王位在徳元」、註曰、「順行禹湯所有成徳、則其惟王居位在徳之首也」。(2_56b-57a)

通行本の経文は「若有功、其惟王位在徳元」、注文は「順行禹湯所以成功、則其惟王居位在徳之首」にそれぞれ作

る(1_223_xb)、阮校は注文の「順行禹湯所以成功」句について、「古・岳本・宋板『以』作『有』(1_233_1a)と指摘するから、《元秘別録》所収の《尚書》経伝テキストは宋版に合致するのみならず、「古本」の姿をも伝えるものということになる。

《元秘別録》に収録されている儒家經典の経注疏の文字に検討を加えたところ、これらの文字が玉石混淆であり、譌字も少なくないが、「古本」などの確かな来歴のあるテキストと一致するものもあることが判明した。森本角藏は《元秘別録》所収の漢籍の文字と典拠と考えられる漢籍の原文とを併せて提示し、部分的に両者の間の異同を指摘している²⁰。その調査と整理の成果は貴重であるが、通行本以外のテキストや参考となる文献を参照しておらず、その校勘は極めて限定された範囲でなされているに過ぎない。森本氏の作業を土台に校勘を進めることは後学の務めであり、本稿の中で実施した校勘はその一環でもある。

五 《元秘別録》のテキストと校語

《元秘別録》は高辻長成の手で一旦完成したが、内閣文庫所蔵本を調べると、延宝(一六七三〜一六八一)改元まで記録されているのが二本、正徳(一七一〜一七一六)改元まで記録されているのが一本ある²¹。本書が十三世紀の成書の後も鈔写・増補を繰り返していることが理解される。ここで注意したいのは、本稿が底本とする《元秘別録》には異文を指摘する校語がいくつか書き入れられていることであり、管見の限り、底本と全く同一の校語を持つ《元秘別録》は他に見当たらない。もし校語が最初から《元秘別録》に書き入れられていたとしたら、後人もそれを転記するであろうから、底本に見える校語は長成より後の人によって書き入れられたものであると推察される。それならば、底本の校語の中で示されている異文はどこから来たのであろうか。もし家内所蔵の漢籍だとすると、年号勘文作成の際に参照した漢籍の異本テキストが校語において示されていることになるので、本節ではこの問題を考察する。

事例(一) 正暦(九九〇～九九五)改元時、菅原輔正が提出した勘文には五つの年号案が示されていた。その中、「能成」は《周易・恒卦・彖伝》にもとづき、引文は以下の通りである。

《周易》曰、「日月得天而能久照、四時變化而能久成、聖人久於其道而天下化成」。注云、「各得其所恒、故皆能長久也。」(196)

注文の冒頭に「言」字を脱していることを除き、引文のテキストは通行本と同じである。留意すべきは、注文「各」字の右に「益イ」、「所」字の右に「怪イ」の書き入れがそれぞれなされていることである(図四)。「イ」は「異本」であることを示す略号であり、異本では「各」を「益」、「所」を「怪」にそれぞれ作ることを示している。この二つの校語を通行本に当てはめると、「益得其怪恒」となり文意をなさないが、そのように作る《周易》の鈔本があったのであろうか。この点については後述する。

図四

注云各得其所恒故

事例(m) 長元(一〇二八～一〇三七)改元時、藤原家経(九九二～一〇五八)が提出した勘文には三つの年号案が示されていた。その中、「承暦」の引文は以下の通りである。

《維城典訓》説、「聖人者能躰通以為用、以懿德而承暦、資文明以應期、崇高則天、博厚儀地、鎔鑄包於六合、陶甄殊於万有」。(196)

武則天の編に係る《維城典訓》は現在失われており、家経の引文はその佚文に数えられる。藤原佐世（八四七～八九八）編《日本国見在書目録・雑家》に「維城典廿卷（則天太后撰）」²⁶と著録されているから、平安時代には国内に流通していたのであろう。留意すべきは、「殊」字の右に「被イ」の校語が書き込まれていることであり、異本では「被」に作ることが指摘されている。この字を含む句が前の一句と対偶をなすことは自明だから、異本の「被」字の方が適当である。

事例 (n) 康平改元時、平定親が提出した勘文には三つの年号案が示されていた。その中、「寛治」は《礼記・祭法》にもとづき、引文は以下の通りである。

《礼》曰、「陽以寛治民而除其虐、文王以文治、武王以武功、去民之笛。此皆有功烈於民者也。」(131a)

通行本は「陽」を「湯」、「湯」を「笛」にそれぞれ作り(5803_{ka})、通行本の方が優れることは容易に理解される。留意すべきは、図五に示す通り、「除」字の右に「降イ」、「虐」字の右に「象イ」の校語がそれぞれ書き入れられていることであり、これらの異文は魯魚の誤りに属する。この事例に関しては、《元秘別録》の中で年号勘文の引文として収録されている漢籍テキストは通行本より劣り、校語で指摘されている異本中のテキストは勘文の引文よりさらに劣ると言える。

図五

寛治
禮曰陽以寛治民而除其虐文王以文治武
王以武功去民之笛此皆有功烈於民者也

事例 (1) から (n) を見る限り、《元秘別録》の校語が指摘する異文は良質な漢籍の異本にもとづくものとは言

い難い。これらは家内に伝わる漢籍の異文ではあり得ず、《元秘別録》自体の異文を指している。なぜなら、事例(1)で指摘されている異本の「益」字と「怪」字、事例(m)で指摘されている異本の「被」字、これらはいずれも内閣文庫所蔵《元秘別録》七冊本(資料番号…一四六一—二三三)に収録されている勘文の引文と一致しているからである(1_10b 図六/1_17a 図七)。事例(n)の中で指摘されている異文の「降」字を含んだテキストも、内閣文庫所蔵《勘者部類》五冊本(資料番号…古一一五七)に収録されている勘文に見える(1_20a 図八)。この《勘者部類》の校語は、引文中の「降」字が「除」の譌であることを指摘するのみならず、《元秘別録》の校語と同様に、異本が「唐」字を「象」に作る旨の指摘もしている²⁴⁾。森本角蔵が「内容元秘別録と殆ど同じ」²⁵⁾と解説しているように、《勘者部類》は《元秘別録》と同類の書である。

《元秘別録》は鈔写と増補を繰り返す中で、次第に異文・異本を生じた。鈔写者や読者が異本を参照するのは自然なことであり、自身が気づいた異文を校語の中で指摘したのである。本節で検討を加えた三つの事例は、かかる事情を示している。

図六

注云益得其怪故皆能久長也

図七

瓢被於萬有

図八

湯以寛治民而降其慮除 其

六 結 論

中国にとつての「域外漢籍」に対する関心は近年高まり続けており、日本の漢籍もその例に漏れない。話を日本の

漢籍に限定すると、国外からの関心が集まるのは、日本には中国では失われた漢籍が大量に保存されており、珍本秘籍に属するものが発見されることもあるからである。発見されるのを待っている資料はまだ残っており、年号勘文資料もその一群に数えられる。高辻長成《元秘別録》に代表される年号勘文資料は、日本の学術・思想・文化や政治の歴史を考える上で見過ごせない価値を有しており、本稿では経学と文献学の角度からその価値を論じた。

《元秘別録》に収録されている年号勘文には多くの漢籍が引かれており、経学文献が相当多くの部分を占めている。年号勘文は大部分が文章博士家である菅原氏と藤原氏によって勘申されており、年号案の典拠として提示されている漢籍のテキストの大半は文章博士家の中で伝えられたものだと考えられる。鎌倉時代中期より前に勘申された年号勘文の引文は、当然のことながら、刊本伝来以前に国内で流通していた漢籍のテキストを反映しており、中には唐以前の鈔本にまで遡ると考え得るテキストも存在し、高い校勘上の価値を有する。

しかし、《元秘別録》所収の漢籍テキストは上質なもののばかりではない。年号勘文、それをもとに編輯した《元秘別録》の作成、それに《元秘別録》の鈔写は、いずれも文章博士家、すなわち当時の漢学を代表する一群の人々によってなされたはずであるが、引文として提示される漢籍の文章には魯魚の誤りを含む誤記・誤脱が少なからず含まれている。この事実は、博士家の漢学の水準を反映しているとも考えられるが、例示した事例は極めて限られているので、結論を下すにはさらに多くの事例と考察を必要とする。

《元秘別録》所収年号勘文に関しては、引文の漢籍テキストと明経博士家所伝テキストとの違い、引文に加えられている訓点、鎌倉時代中期以降の年号勘文中の引文における経学テキストの変化等々、考察すべき問題は多く残されている。《元秘別録》が改元定の時に勘申された勘文そのままでないこと、つまり一次資料でないことは自明であり、年号勘文資料相互の対校を通して一次資料に近づこうと試みることも重要であるが、改元の陣座に提出された勘文により近い資料があれば、まず第一にそれを参照すべきであろう。調査の結果、その種の資料が存在することが判明しているので、《元秘別録》に対する総合的な校勘を施した成果をいざれ発表したいと考えている。本稿が年号勘文資料に対する研究の発展の一助になることを願い、擲筆する。

〔附記〕 論文中に引用した資料画像は国立公文書館所蔵本にもとづき、資料の調査・撮影と画像の利用に関して多大なる便宜を提供してくれた同館に謝意を表す。本稿はJSPS科研費基盤研究（B）「年号勘文資料の研究基盤の構築」（課題番号・15H03157）および国立歴史民俗博物館共同研究「廣橋家旧蔵文書を中心とする年号勘文資料の整理と研究」による研究成果の一部である。

注

- (1) 森本角蔵《日本年号大観》第二編第二章第三節〈年号引文典籍の概説〉。
- (2) 《元秘別録》と題する書物には二種類あり、一つは改元の陣座への参加者の名簿などの記録を主とするもの、もう一つは年号勘文を集成したものである。この点については、石井行雄〈室町時代漢籍訓読の一事例―《元秘別録》と言う密から―〉、《語学文学》第四十六号、北海道教育大学語学文学会、二〇〇八年を参照。本稿が考察の対象とする《元秘別録》は後者であり、石井氏が《元秘別録（勘文）》と分類しているグループに属する。
- (3) 本稿で用いる《元秘抄》は、塙保己一編、太田藤四郎補《続群書類従》第十一輯下、続群書類従完成会、一九六八年所収本である。〈引文一覽〉は、同書の五八―五九頁に見える。ただし、その中では、《尚書》、《尚書傳》、《尚書正義》、《尚書・堯典》、《尚書孔安國傳》がそれぞれ別の書物として並べられたりしているから、引用文献の実数は七十三種より少ない。
- (4) 森本角蔵《日本年号大観》第一編第二章〈改元の理由〉および第二編第五章第二節〈年号の継続年数の長短とその時代〉、初版・日黒書店、一九三三年、復刻版・講談社、一九八三年。
- (5) 森本角蔵《日本年号大観》、五九―六〇頁、一二六頁。江戸時代の改元は幕府が最終的な決定権を握っており、改元定やその前段階において相当の影響力を行使しているから、「菅原氏の独占時代」というのも表面的な現象に過ぎない。
- (6) 国立公文書館内閣文庫所蔵《元秘別録》六冊本（資料番号・一四六一―一二四）、第一冊、第四十五葉右。寛治度の勘申者については、所功《年号の歴史―元号制度の史的研究―（増補版）》、雄山閣出版、一九八八年版、八六―八七頁において解説がなされている。

(7) 阿部隆一〈本邦現存漢籍古写本類所在略目録〉、慶応義塾大学附属研究所斯道文庫編《阿部隆一遺稿集》第一卷・宋元版篇、汲古書院、一九九三年、二二―二二六頁。明経博士家が伝えた経書テキストに関する研究の例として、清原家所伝の《尚書》

のテキストを取り上げた以下の拙稿二点を挙げることができる。拙稿一〈日本中世時代《尚書》学——以清原家の経学為考察中心〉、《揚州大学学报（人文社会科学版）》第十七卷第四期、二〇一三年。拙稿二〈日本中世時代《尚書》学初探——以清原家の経学為考察中心〉、林慶彰・銭宗武主編、蔣秋華編輯《第二届国际《尚書》学术研討会论文集》、万卷楼图书、六〇三—六二二頁、二〇一四年。

(8) 森本角藏《日本年号大観》、七五七—八四四頁。

(9) 范曄《後漢書》第一冊、卷一下、中華書局、一九七三年版、六五頁。以下、年号勘文の引文に関わる典拠表示をする際には略号を用いる。たとえば、古籍について「129a」と表示されていれば「第一冊、第二十九葉右」を意味し（「左」なら「b」）、洋装本に付して「1x65」と表示されてくれば「第一冊、卷一下、六五頁」を意味する（「x」は一つの巻が上下に分かれる時の「下」を意味する。「巻一上」なら「s」）。

(10) 大江朝綱が承平四年（九三四）に文章博士を兼任していることについては、《公卿補任》第一冊、天曆七年条、黑板勝美編《新訂増補国史大系》第五十三卷、吉川弘文館、一九七四年版、一九四頁に見える。

(11) 本稿で引用する《十三経》の経注疏と《校勘記》は、阮元校刻本《十三経注疏》全八冊、藝文印書館、一九九三年版を底本とする。（一）内の数字と記号は冊数、頁数、上下の面および左右の別を示す。たとえば「816g_{sb}」とあれば、「第八冊、一六八頁、上面左」を意味する。

(12) 潘重規編《敦煌變文集新書》、天津出版社、一九九四年、九五—六頁。

(13) 許維適撰、梁運華整理《呂氏春秋集釈》、中華書局、二〇一〇年版、一三七頁。

(14) この《元秘別録》の文章は、国立公文書館内閣文庫所蔵七冊本（資料番号…一四六一—二二）から引用したものである。本稿が底本とする《元秘別録》は、この箇所において著しい文字の混乱を来しているため、ここでは引かない。

(15) 小林芳規《平安鎌倉時代における漢籍訓読の国語史的研究》附録《漢籍古点本奥書識語集》、東京大学出版会、一九六七年、一四三—五頁。

(16) 菅原輔正は天禄元年（九七〇）に文章博士に任じられている。《公卿補任》第一冊、一三八頁を参照。

(17) 山井鼎撰、荻生観補遺《七経孟子考文補遺》、《叢書集成新編》第五冊、新文豊出版社、一九八五年、三頁下。原文「有曰古本者、亦足利学校所蔵写本也。……皆此方古博士家所伝也。所以識者、其礼記書尾猶存永和中清原良賢句読旧跋」。

(18) 注（7）所掲拙稿二点を参照。

年号勘文資料が漢籍校勘に関して持つ価値と限界（水上）

- (19) 森本角蔵《日本年号大観》、九二頁。
- (20) 森本角蔵《日本年号大観》第二編第二章第五節〈引文のあやまり〉、第三編資料第二〈日本年号要覧〉・資料第三〈日本年号候補便覧〉。
- (21) 森本角蔵《日本年号大観》、七八九—七九〇頁。
- (22) 《維城典訓》に関する研究には、島善高《維城典訓》考、《古代文化》第三十二卷第七号、古代学協会、一九八〇年がある。管見によると、藤原家経が引く《維城典訓》の文章は《梁書・武帝紀上》「惟王崇高則天、博厚儀地、鎔鑄六合、陶甄万有」に類似している。姚思廉《梁書》卷一上、中華書局、一九九五年版、二八頁。
- (23) 藤原佐世《日本国見在書目録》、《叢書集成新編》第一冊、新文豊出版社、一九八五年、三七八頁上。
- (24) 岡八の「降」字の左に附されている「ヒ」に似た形状の符号は、当該の文字が校改を必要とすることを示す。
- (25) 森本角蔵《日本年号大観》、七八七頁。